



「無戸籍問題の現在と解決—DVと法律が生んだ家族の苦悩」 が開催されました

理事長 作花 知志

平成27年5月23日に、NPO法人福祉オンブズおかやまの主催により、「無戸籍問題の現在と解決—DVと法律が生んだ家族の苦悩」が開催されました。

会では、まずながきのりこさんが、親子2世代にわたり無戸籍となっているご家族の苦悩について、話をしていただきました。ながきさんは、ご家族のために、国家機関に対してさまざまな働きかけをしてこられた方です。でも、その多くは国家機関によって放置されたままであることについてお話をしてくださいました。

さらには、そのながきさんのお話の際に、実際に無戸籍となられている当事者の方々がマイクを持たれて、どのような辛い人生を送られてきたのかについて、コメントをしてくださいました。

会では引き続いて、フリー・ジャーナリストの秋山千佳さんによるお話がありました。秋山さんは、新聞記者をされていた時代から一貫してこの問題に取り組みられてこられた方です。そして平成27年5月に、初の著書である『戸籍のない日本人』（双葉新書）を発表されたばかりの方です。

秋山さんのお話は、この「無戸籍問題」がいかに複雑であり、その解決にあたっては、さまざまな力を集めることが必要であることを、教えてくださったように思います。

そして最後に、私自身が弁護士の立場から、この「無戸籍問題」を司法権でどのように解決できるのか、という話をさせていただきました。

会の後、秋山さんの著書『戸籍のない日本人』を拝読いたしました。無戸籍問題は、民法772条2項の定める嫡出推定規定を形式的に適用しようとして生まれる悲劇です。その問題を目の当たりにすると、改めて、私達にとって大切なことは、決して紙に書かれた活字としての法律そのものではなく、その法律を用いて実現しようとしている正義であることを、思い出させてくれます。NPO法人としても、さらには弁護士の私自身としても、この問題の解決のために、さらには日本の社会で正義が実現されるために、尽力していきたいと考えています。

NPO 法人 福祉オンブズおかやまへの連絡先は以下の通りです。

住所：〒700-0022 岡山市北区岩田町 5-8 木に白いビル 2F

TEL：事務所 086-227-3459 相談ダイヤル 080-2885-4322

E-mail：f.ombuds.okayama@gmail.com

ホームページ <http://f-onbuzu.com/> とフェイスブックでも情報発信中！

特定非営利活動法人「福祉オンブズおかやま」第2回 定時総会報告

本年5月23日(土)に、特定非営利活動法人「福祉オンブズおかやま」(以下、当法人)の第2回定時総会が行われました。法人化1年目の定時総会の報告をさせていただきます。

定時総会時の出席会員数は、28名(出席11名、委任状出席17名(出席率 53.8%))でしたので、定款に基づき開催いたしました。

2014年度の活動報告がされました。概要は以下の通りでした。

【特定非営利に係る事業】

①福祉・医療サービス人権相談事業

毎週日曜日に定期相談活動を行った。2014年度は携帯電話を導入しました。48日間(240時間)の相談時間を設けました。

②調査研究事業

現在、岡山県内の有料老人ホーム入居者の権利擁護に関する実態調査を行っています。

③人材育成事業

昨年度の第1回定時総会の記念講演および2014年度人権・福祉講座にて、一般市民向けの講座を行いました。また、「第3回福祉オンブズ相談員養成講座」を行いました。

④情報公開事業

ホームページ、Facebookを随時更新し、情報公開に努めました。

⑤出版事業

昨年度は、出版事業は実施予定になかったため、実施しませんでした。

⑥その他、法人の目的を達成するために必要な事業

上記事業を行うことに資する各種助成を受けることができました。

【その他の事業】

①出前教室事業

昨年度は実施予定がなかったため、行いませんでした。

続けて、2014年度決算について、加藤理事より報告があり、承認を受けました。

次に、**2015年度の活動方針案**が示されました。それらに会員の意見を付されることで承認を受けました。

【特定非営利に係る事業】

①福祉・医療サービス人権相談事業

毎週日曜日の定期相談活動を継続いたします。また、新たにホームページを利用した、メール

による相談受付も検討することとしました。この提案に対して「メールによる相談に対しての個人情報保護を講じるように」と会員から意見がありました。

②調査研究事業

財団法人太陽生命厚生財団より受けた助成にて「岡山県における有料老人ホーム入居者の権利擁護に関する実態調査」を行っています。この成果を1月の岡山県保健福祉学会において発表する予定としています。また会員より、厚生労働省のまとめた有料老人ホームへの指導内容も参考にしよう助言がありました。

③人材育成事業

講演会および福祉オンブズ相談員養成講座は継続して行います。昨年度の実績をもとに、受講生を増やす工夫を行うこととします。

④情報公開事業

当法人のホームページをリニューアルしたり、Facebookを活用することで情報発信をしていきます。また、先に述べた調査研究事業の成果もこれらを活用して公表していきます。引き続き上記を含めた活動内容を会報誌などの紙媒体も利用しながら、広く一般市民に伝えるようにいたします。

⑤出版事業

今年度内に結果が出る予定の「岡山県における有料老人ホーム入居者の権利擁護に関する実態調査」の調査報告書を発行する予定としています。

⑥その他、法人の目的を達成するために必要な事業

上記①～⑤に関連する活動を理事等の会員を中心に進めていきます。

【その他の事業】

①出前教室事業

「岡山県キャリア形成訪問指導事業(補助事業)」に団体登録する予定としています。

次に、加藤聡理事より2015年度予算案の説明があり、承認されました。

「特定非営利活動法人福祉オンブズおかやま 福祉オンブズ相談員倫理綱領(案)」について藤井副理事長より、福祉オンブズ相談員倫理綱領案について説明があり、原文のまま承認されました。

「福祉オンブズおかやま」は今年、特定非営利活動法人としての2年目に入ります。定時総会で承認されたとおりの活動を行うことを予定していますが、さまざまな場面でご協力をいただかないといけないと思います。私たちが安心して社会福祉・介護福祉・医療といったサービスを受けることができるようになるために、是非とも一緒に活動いただけますようお願い申し上げます。

副理事長 藤井 宏明

第4回 『福祉オンブズ相談員養成講座』のご案内

今年も特定非営利活動法人「福祉オンブズおかやま」主催の「福祉オンブズ相談員養成講座」を行います。任意団体時から数えて4回目となります。これは、社会福祉・介護福祉サービスを利用している人たち、またそのような職場で働いている人たちが持つ人権問題への相談に応えることのできる市民を一人でも多く養成しようという講座になります。この社会にとって、社会福祉・介護福祉サービスは不可欠なものです。これらサービスが無くなれば、たちまち私たちの生活や生存が脅かされます。

しかし一方で、自分自身の人権が侵されていても、サービスの利用制限や解雇のような事態を恐れ、自由に発言することができない人もたくさんいます。そこで、福祉に関して関心を持つ市民を一人でも増やし、厳しくも温かい目で社会福祉・介護福祉サービスを見守ることのできる人材が必要になります。

今回の講座では、高齢者や障害者、子どもたちといった人権侵害に陥りやすい人たちの人権擁護に関する現状を学ぶベーシック（講義）コースと、福祉オンブズ相談員が必要とする相談技術と事例検討を学ぶアドバンス（相談演習）コースの二つを行います。受講生の皆さんには、このベーシックコースとアドバンスコースの両方から選ぶことが可能です。

希望に合わせたコース選択をできるようにしています。ぜひ、奮ってご参加ください。

■会場：

〒700-0193 倉敷市松島 288
川崎医療福祉大学 本館棟 5階 5102教室
TEL 086-462-1111 FAX 086-463-3508

■日時（講座内容）：

◇ベーシック（講義）コース

11月14日（土）10時00分～12時30分

・開講式

① 「福祉オンブズとは」

講師：藤井 宏明さん

（当法人・副理事長、福山平成大学
福祉学科 准教授）

② 「高齢者の権利擁護」（講師：調整中）

11月21日（土）10時00分～12時30分

③ 「障害者の権利擁護」 講師：矢吹徹さん（地域活動支援センター旭川荘 相談支援員）

④ 「子どもの権利擁護」 講師：高崎 和美さん（弁護士・みどり法律事務所）

・受講式（ベーシックコースのみ受講者）



◇アドバンス（相談演習）コース

12月12日（土）10時00分～12時10分

⑤ 「相談援助の理論」 講師：竹中 麻由美さん（川崎医療福祉大学医療福祉学科 准教授）

⑥ 「相談援助の技術」（ 〃 ）

12月19日（土）10時00分～12時30分

⑦ 「事例検討①」 講師：猶原 眞弓さん（当法人・理事）、藤井 宏明さん（当法人副理事長）

⑧ 「事例検討②」（ 〃 ）

・閉講式（修了証授与式）

※各日程は予定になります。予定変更が生じた際には、随時ホームページ等で告知いたします。

申込締切：2015年11月7日（土）

*その他：

- ・原則として、受講コースすべての講座に参加することで最終日に修了証を発行します。（ベーシックコースのみの受講者は、11月21日に修了式を行います。）
- ・遅刻は、15分を超えると欠席扱いさせていただきます。
- ・途中の講座を欠席しても、残りの講座の受講を妨げることはありません。

定員：30名

*受講料：

ベーシックコース（講義）のみ 2500円（会員）・3000円（非会員）

アドバンスコース（相談演習）のみ 2500円（会員）・3000円（非会員）

ベーシック+アドバンスコース 3500円（会員）・4000円（非会員）

※受講料は、初日（11月14日）受付に現金にてお願いします。

（アドバンスコースからの受講者は、12月12日受付にてお願いします。）

*申込方法：

お申込の際には、必要事項（お名前・住所・電話番号等連絡先・会員 or 非会員）を特定非営利活動法人「福祉オンブズおかやま」までご連絡ください。申込は、FAX、あるいはメールにてよろしくをお願いします。電話の場合は、毎日曜日10時から15時までにはお願いします。

TEL/FAX：086-227-3459

E-mail：f.ombuds.okayama@gmail.com

※明記された個人情報は、本養成講座に関する事務でのみ使用し、それ以外の目的では使用しない旨を了承のうえ記載して下さい。

※受講許可証を発行しますので、お手元に届きましたら当日会場まで持参してお越しください。

リレーコラム 第4回

今回のリレーコラムには、川崎医療福祉大学の添田正揮さんが寄せてくれました。ソーシャルワークの基本的あり方と、福祉オンブズの相談姿勢には共通の考え方があります。日ごろの活動と教育を通しての考えをお寄せいただきました。

グローバル化時代において求められるソーシャルワーカーを育てるといふこと

添田 正揮 (社会福祉士・川崎医療福祉大学医療福祉学部)

坂本理事からお声掛けいただき、執筆の機会を頂きましたこと感謝申し上げます。ソーシャルワークや社会福祉の観点から、日ごろの活動を踏まえて寄稿させていただきます。

現在、川崎医療福祉大学医療福祉学部医療福祉学科の講師をしております。主に地域福祉の理論と方法、相談援助の理論と方法などを担当し、ソーシャルワーカーの養成を行っています。教員になる前は、神奈川県内の町社会福祉協議会でソーシャルワーカーをしていました。福祉教育、日常生活自立支援事業、当事者活動支援、在宅サービス、経理、広報、ボランティアセンター、計画策定など、様々な事業や業務を担当しました。また、社会活動としては、人身取引や家庭内暴力の被害を受けた外国籍女性とその子を支援しているNPO法人においてソーシャルワーカーとして活動しています。

さて、グローバル化時代といっても、ソーシャルワークや社会福祉の立場から重視するのは、国際人口移動（国境を越えた移動）に伴う生活および生活問題や人権問題となります。このようなグローバルイシューに対応することができるソーシャルワーカーの育成において大切にしている価値や理念等はいくつかありますが、人権の固有性・普遍性・不可侵性という観念、^{ウェル ビーイング}“well-being（よりよく生きること、より良くあること）”、^{ヒューマン}“human ^{ダイバーシティ}diversity（人間の多様性）”などは、国内外を問わず普遍的で重要な理念といえます。

これらの価値や理念を学生に伝えようとするとき、「気づく・考える・体験する・理解する・普遍化する」仕組みが整備されていることが求められます。学生を含め。私たちの生活や活動の本拠は日本にあるため、国外で起きている人権侵害や生活問題等への問題意識や感受性を高め、自分の問題として認識する簡単なことではありません。また、社会保障制度といった人の命や生活をまもるための仕組みは国によって異なっていることを自覚し、環境との相互関係の中に人の命や生活が位置づけられていることについて認識することが求められます。

このような問題意識を踏まえ、私の専門ゼミナールに所属する学生を対象として、フィリピンをフィールドとして、ソーシャルワーク・スタディツアーを実施し、「気づく・考える・

体験する・理解する・普遍化する」ことができるソーシャルワーカーの育成に取り組んでいます。今回は、主なプログラムの概要を紹介します。様々な施設や団体、機関を訪問し、スタッフによるレクチャーやインタビュー、利用者との交流を通して、フィリピンにおける生活問題や人権侵害に関わる問題、環境問題等の現状を把握し、ソーシャルワーカーとして何をすべきか、何ができるか、ということを考え、行動につないでいきたいと考えています。また、ホームステイを行い、地域の人々の実際の生活に触れる機会を設けています。プログラムとしては次のようなものがあります。

タハナン マハル ナ プソ
* Tahanan ng Mahal na Puso

(必要な養育や教育等を受けることができていない子どもを支援している NGO)

ユニカセ
* Uniquease

(日本人が代表を務める若者の職業的自立を目的とした社会的企業)

フィリピン ジェネラル ホスピタル
* Philippine General Hospital

(フィリピン国立大学附属病院)

ジャイカ
* JICA

(国際協力機構のフィリピンオフィス)

ブックロッド タオ
* Buklod Tao

(台風や水害等の自然災害の防災・減災活動や自然保護活動を展開する NGO)

リラ フィリピーナ
* Lila Pilipina

(従軍慰安婦の当事者および支援者による NGO)

バティス センター フォー ウィメン
* Batis Center for Women (海外での移住労働の経験のある女性や人身取引被害を受けて帰国した女性等を支援する NGO)

バティス アウェア
* Batis AWARE

(海外での移住労働の経験のある女性の当事者による NGO)

バティス ヨギ
* Batis YOGHI

(日本人男性とフィリピン人女性との間に生まれた子の当事者による NGO)

このような体験を踏まえ、学生がグローバル化時代において活躍できる豊かな教養と専門性を備えたソーシャルワーカーに育ち、将来一緒に活動していくことが私の夢の一つです。“Think globally, act locally. Think locally, act globally.”(地球規模で考え、足元から行動せよ。足元から考え、地球規模で行動せよ)を実現できるよう、これからも学生と学びあい、多くの人々と協力していきたいと思ひます。

(文責：添田正揮)

『無戸籍問題の現在と解決 — DV と法律が生んだ家族の苦悩』

特定非営利活動法人「福祉オンブズおかやま」第2回定時総会を記念し、講演が行われました。講師として、今回のテーマの当事者でもあるながきのりこさん、そしてこの問題を追いつけていくフリーライターあきやま ちかの秋山千佳さん、そして当法人の理事長である作花知志さつか ともしさんに無戸籍問題の実態と展望について話していただきました。

今回は、さらに同席された無戸籍問題当事者の女性の方々もスピーチをしていただき、この問題をいかに広く伝える必要があるかを教えてくれる講演となりました。

お話：ながきのりこさん

- ・みなさんこんにちは。ながきと申します。よろしくお願ひします。
- ・今日は私の他に無戸籍裁判で一緒にがんばってくれている本人たちの言葉も聞いて欲しいなあとお願ひしております。最初にですね、その方たちの話を聞いて欲しいなあとお願ひしております。

お話：ながきさんの娘さん

- ・私は、専門学校を卒業して、現在、5歳と0歳の子どもがいます。
- ・婚姻届けは出していません。もし婚姻届けを出したら私の戸籍は作られないまま、結婚相手の戸籍に、戸籍の身分事項欄に、私の氏うじは、母親の前夫の氏に変えられて記載されてしまいます。
- ・今、私が困っていることは、私と子どもの戸籍がどのように作られるか、ということです。戸籍を作る時に、「ながき」で作られるのか、それとも勝手に、母親の前夫の氏に変えられるのか、分からないのです。
- ・はじめ役所の人は、ながきで子どもの一人の戸籍を作るとお願ひしていました。住民票も作るお願ひしていました。子ども手当も出しますと。ところが、戸籍も住民票も作られなくて、子ども手当も後で払うと言われました。私の母の抗議で、子ども手当は支払われました。
- ・役所の人は出生届けのとき、戸籍がないことと、国籍がないことを間違っていたのです。

- ・多分、総務局が間違った指示を出していたのだと思います。そのことについて何の説明もないまま、子どもの戸籍の氏を、母親の前夫の氏に変えて届けるように言ってきました。そして、ついには氏を変えて子どもの戸籍を職権記載するお願ひしてきました。そんなことをされては困るので、家庭裁判所に不服申し立てをしました。
- ・結局、不服申し立ては認められませんでした。最高裁に出すときに、作花さんにお願ひをしました。結果は棄却されました。でも、あれから半年以上が過ぎても、戸籍はまだ作られておりません。私の出生届けも、二人目の子どもの出生届けも全員出ておりますが、誰も戸籍が作られておりませんし、なんの連絡もありません。最近、作花さんと相談して、子どもの氏をながきとして認めてもらう審判の申し立てをいたしました。それも全く進んでおりません。ずっと、ただ待っているだけなので、精神的に消耗してしまいます。
- ・私たちは戸籍は作られていませんが、人として同じです。せめて、子どもの住民票は欲しいです。私と子どもの人権を認めて欲しいとお願ひしています。以上です。(拍手)

お話：無戸籍の女性 A さん（仮名）

- ・私は高校生のとき、修学旅行に参加するために、パスポートが必要になり、そのとき、初めて自分に戸籍がないことを知りました。
- ・16年間なにも知らずに生きてきて、何が何だ

か分からないままでして、民法 772 条を知ることになりました。

・パスポートの件で、その際、(母の) 前夫の苗字だとパスポートを発行できると言われたのですが、私の知らない人の名前で行くことはできませんでした。

・その後、車の免許も取得し、社会人にもなり、税金も納め、選挙権もあります。パスポートを除いては、何不自由なく生活しております。今後の課題としては、婚姻届けの問題もありますが、今思うと、親には親の事情もありますし、そのことを子に負わせる民法 772 条が理不尽だと思います。この民法 772 条が改正されることを心より願っております。(拍手)

民法 第 772 条

1 項 妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。

2 項 婚姻の成立の日から 200 日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から 300 日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。

お話：ながきのりこさん

・DV (ドメスティックバイオレンス) は配偶者からの暴力ということなんですけれども、今から 14 年前の 2001 年にその防止法ができました。

・この法律を今回、読んでみました。私が思っている配偶者からの暴力のイメージとこの法律が言っているイメージと、なんかずいぶん距離があるような感じがしました。

・というのが、暴力を振るった人をすぐ捕まえるとか、逮捕するとか、身柄を拘束するとか、そういう法律じゃなくて、近寄れなくしている間に逃げなさいという法律になっているんですよ。それで、暴力を振るわれた方は、振るった人と離婚できるかといえば、そういうことではなくて、ただ、離婚の手続きができますとなっています。

・なにか、緩やか～な法律だなど、でも、ないよりもいいかな…と思いました。ですが、私たちが抱えた問題と言うのは、果たしてちょっと理解できるかな、ということで (DV 防止法に) 少し不安を感じております。

・今二人が、戸籍がないってことを話してくれたんですけれども、何でそういうことになったのか、ということです。それは、配偶者からの暴力から逃げて、そして、その間に新しいパートナーに出会って、子どもが生まれたときに、その子どもの戸籍が暴力を振るった配偶者の子どもとしか認められないとなっているからです。

・そんな戸籍を作られたら、また配偶者の方から、暴力を振るわれるんじゃないか? 実際の親子でもないのに、暴力を振るった元配偶者が父親になるってことが納得できないんですね。そうすると、出生届けが出せない、ということになります。それで籍が作られない状態が、長く続くということになります。

・1954 年、このときに静岡地方法務局戸籍課長の成毛さんと言う方が、この問題については、実の父親から自分の子どもだという上申書をつける、あるいは第三者の証明で出生届けを受理して、戸籍を作ろうじゃないか、という提案が法務省からの命令で報告をまとめております。

・そして、実際の戸籍実務がどうなったんだ、ということですが 1963 年愛媛県連合戸籍事務協議会通常総会の決議で、こういった場合は前の夫の子どもじゃなくて、後の夫というのは、子どもの父親として出生届けを受けようじゃないかという提案がなされております。

・成毛さんが書いたのが、60 年以上前なんです。それからこれまでの、この長い間にいろんな何回も実務家から問題提起があって、いろんな法律家からも改定を求める提案があるんですけれども、改善されないまま、今日にきています。

・多少の改善はありました。でも、それは改善と言えるかどうか? 根本的な解決になっておりま

せん。それでここから私の話しをさせてもらおうと思います。

・(娘が生まれてから) 32年というと本当に長くて、その間のことをお話しすると、今日一日私がお話をしても、とても足りないんですね。本当にざっと話をさせていただきます。

・私も離婚がなかなか成立しなくて、で、子どもが新しいパートナーとの間で生まれることになりまして、その頃は娘の父親っていうのが、小さな事業をやってて、経済的にはぜんぜん困らなかったんですけども、それでも解決をすることができませんでした。

・それで家庭裁判所に相談に行ったんですね。当時は家事相談というのがあったんですけども、相談員の方が、こういう場合は届出をしないんじゃないかと、届出ができないんだ、…と言って過ちで刑罰ではないんだ、戸籍がなくても学校に行ける、なんの心配もいらないだよと、あとは弁護士さんに相談しなさい。と言われたんです。

・そのときは弁護士に相談することができなくて、子どもの父親の方が、そのまた父親、おじいちゃんの弁護士に相談するんですけども、その弁護士が言ったことが、こういう問題は、なかなか解決しないと、仮に1000万円出したら2000万円取られると、そういう問題だから、きょうだいの子どもとして出生届けを出して…本人から見ると叔父夫婦の子どもですね、そこから養子縁組をしなさいと、こういうアドバイスを受けたんですね。

・でも、そういうことはやっぱり、できないんじゃないか、私に対して失礼だと思った。

・そこで戸籍が作られない道を選びました。それから子どもが生まれるんですけども、生まれてから弁護士のところに相談に行くんですけども、やっぱり同じようなことを言われるんですよね。私は暴力を振るわれて、私は被害者だと思ってしまうんですけども、私が解決金を出しなさいと、そういうアドバイスがあるんです。

・どうしたらいいのか分からなくて、悩んでいる日々なんですけれども、あるとき婚外子の問題をしている女性グループと出会うんですけども、そうすると、婚外子の問題で戸籍が作られていない人、出生届けを受理されなかった子どもがおりました。その人たちの話を聴いていると、戸籍がなくても健康保険に入れたり、住民票が作られたりするんだということを知って、出生届けの窓口闘争というんですけども、そういう出生届けの窓口に行ったりするようになりました。

・そして、やっと私の離婚が成立するんです。向こうから離婚がしたいという手紙が来て、これ幸いと、私の分だけの離婚届を出しました。それで離婚が成立したから出生届けを出しに行ったんですけども、実の父を…真実の父だから届けたと…でも、窓口はこの子のお父さんは前の夫だと、出生届けが受理されませんでした。

・籍を作って欲しかったから、どうか受理してくださいとお願いしたんですが、受理されなくて。家庭裁判所に自分の子どもだと言っている人に対して認知請求するという、極めて不思議な審判なんですけれども、それをしました。

・裁判官は前の夫の自分の子どもではないという証言がなければ、審判は下せないという事で、結局私に取り下げなさいということになって、取り下げました。

・区役所に行ったら、法務局に行きなさいと言われ、法務局に行ったら、法務省と言われ、あっちこっちと中央省庁を回るわけです。そうする一方で戸籍がなくても住民票は欲しいという事で窓口に行きに行きます…保育所とか、児童手当とか、健康保険とかいうものは割と簡単でした…住民票になるとそうはいかないんです。

・住民票を作ってくださいとお願いをして、3歳のときなんですけれども、実際できたのは6歳、就学前にできました。(窓口に行ったら) 3時間…「お願いします」、「ダメです」の繰り返しを延々とやって、ハガキを出したり、交渉したり、

どのくらいしたか分からなくなるほど…やっと就学を目前にしているということで、理由が就学のためということで、住民票を出してもらえました。

・住民票が作られたので今度は、パスポート申請を行いました。こっちの方は住民票どころではなくて、ぜんぜん話にならないんです。5歳の時に、娘を連れて法務省、外務省、自治省・・・そのときは住民票が作られていなかったの、ぜんぜん相手にしてもらえないんです。担当官が話しを聞くだけで終わるんです。何度も何度も「作ってください」、「出してください」、「ダメです」の繰り返しになります。

・外務省には、私は8年ぐらい前までで合計18回行きました。8年前にパスポートが出ることになったんですけれども、さっきAさんが話しをしてくれたように、出してやるけれどもうじ氏は前の夫の氏だよ、ということになりました。それだったら、出してもらう意味がないんですね。

・衆議院議員の岡崎宏美議員がたまたま法務委員会にいらっしゃったので、彼女が質問をしてくれています。質問をただけで、その頃って、ぜんぜん相手にされなかった頃なんですよ。

・ぜんぜん関係なさそうなんですけど、兵庫県立高校入試に住民票記載事項証明書の提出が廃止になります。これは婚外子の問題なんですけど、このことが戸籍がない人の子どもにとって大きな意味を持つんです。戸籍がないことで、いろいろな方が高校に行けなかったという方が最近テレビとかに出ていると思うんですけど…大阪…埼玉とか…住民票が要るから高校に行けなかったと、言ってらっしゃるんですけど。ですが、戸籍がなかったけど高校に行けたんだという人と会うことができました。高校に行けた理由と言うのが私たちが提出廃止に持ち込んだことによって、兵庫県の場合は、公立高校に進む場合住民票が要らないから行けたんです。ありがたい、って言われたんですよ。

・なにが幸いするか分からないんですけど、そ

ういったことで、兵庫県下の戸籍のない子どもは、こう人権が保障されたかな、と思っています。そのときに並行して、婚外子の問題について運動をしてました。

・住民票に「長男」「長女」という記載があったのをご存知ですか？婚外子は「子」という記載だった。それが、全国一斉に「子」として統一されて実施をされます。私たちが働きかけをしましてね、関東の武蔵野市で裁判が起こってました、・・・その裁判だけはやられたくないということで神戸市が動いたんです。神戸市は3年かかって、全国の政令都市をまわって説得をして、議長も全国連合戸籍事務協議会総会というところに提案して、議長も反対意見がでたら継続審議にする根回しもしてくれて、3年連続で提案をして、・・・私は何が言いたいかと言うと、行政の窓口の人が、本気で市民の声を聞いてくれたら、変えることができるということをこのときに学習したんです。

・それで、この戸籍がつくられないという問題もね、提案してくださいということはずっとお願いしているんですけど、通っておりません。それは、私の力が足りないという事も大きな反省点だと思います。だけど、あまりにも聞いてくれない。

・神戸の市長がですね。2008年に法務大臣に改善を求める要望書を出てるんです。

・でも、市長は戸籍実務を持っていないから、要望は要望で終わってしまう。窓口は全く聞いてくれなくて、私は、これをやってください。と、今もずっと言い続けています。毎年毎年言っているんですけども、今年はまだ返事を聞いておりません。いつも今ぐらいに決定する事項なんです。

・行政と言うのは、どう言うところで変わるかっていうところなんですけど、先ほどパスポートの話が出ましたけど、そのパスポートが・・・前の夫の氏（うじ）だけでも、出るようになった。兵庫県知事が今度旅券事務を扱う会の中で、

改正を求めて提案をするんですね。そういったことも後押しになったんです。

・私たちが中央に行って、切符買って行って、30分ほどしか話を聞いてもらえなくて、帰って来て……。そういう繰り返しを重ねても、大して成果が上がらない、それよりも行政窓口が動いてくれたら、変えられるという事が、私は言いたいですね。

・もちろん、立法の立場であるとか、共産党から衆議院の法務委員会の中で戸籍のない問題について質問が上がっております。ここまで理解が広がったのかなと思うくらい、深いところまで質問をしております。こんなにかからないと、この問題は理解されないのかなと、思うのですけれども、やはり、立法の立場にある人に、話をして、そして動いてもらうということですね、大変にそれは難しいです。

・いろんな議員さんと話しをさせてもらったんですけれども、なかなかね。与党の構成っていうんですか、安倍さんのときには、ちょっと勝ち目はなくて惨憺(さんたん)たるなんですけれども非常に難しいものがあります。

・そんなにいい結果が出るということ・・・期待しないと夢は叶わないんですけれども、期待しつつ、夢をもちつつですね、どんな結果になっても、もう一度運動を作り直して、やっていきたいと思います。(拍手)

お話：秋山千佳(あきやまちか)さん

・みなさんに伺いたいんですけれども、無戸籍問題をこれまであまり知らなかったという人…手を上げてくれないでしょうか?…(半数の参加者が手を上げる)事前に予想していたよりもずっと少なく、ちょっと驚いているんですけれども。私がこれまでいろんな人に無戸籍問題を知っていますか?ということで、会う人に尋ねてみたんですけれども、だいたい…みなさん知らないよって言う方が、多数派だったので、おそらく福祉オンブズのみなさんということで、

関心が深くていらっしゃるのかなと思いました。

・無戸籍問題について聞かれる質問が、二つありまして、それが「戸籍のない人は全国にどのくらいいるんですか?」というのと、「無戸籍者はどうしてそんなことになってしまったの?どういう方なの?」というのが必ずと言っていいくらい聞かれる二大質問なんですね。今日は、そのあたりのテーマで進めてみたいと思います。

・無戸籍者とはどんな人かというところから、お話ししたいんですが、…無戸籍の方と一口に言いましても、実際に背景というのは多種多様…一言では言い表せないんです。けれども、大きく分けて説明しようとするれば、一つ目がさきほどながきさんから話がありましたように、お母さんが前の夫…あるいは離婚ができていないときは、法律上は夫である男性の暴力やストーカー行為から逃げてきて、その男性に知られてしまうと危険が迫るので、恐れて子どもの出生届けが出せないというケース。

・民法772条がもともになるものでして、いわゆる離婚後300日問題、というような言い方をされているものです。

・離婚後300日問題と言う言葉については、報道で聞いたことがあるよと、記憶にある方もおられると思います。2007年頃にこの問題と言うのが集中的に報道される時期があったんです。そんなに集中的に報道されたのに、急速に世論はしぼんでいって、こんな問題知らないよって言う人が多数になってしまっている状況なんですけれども、何でそうなってしまったかといいますと、これは自民党…当時…政権与党で、現在の政権与党ですけれども、その中でも特に保守派の国会議員がですね、戸籍制度や民法というものをいじりたくない、というところがあって幕引きにかかったという事情があるんです。

・どう幕引きにかかったかといいますと、当時法務省から通達が出されていまして、その通達と言うのが、離婚後300日問題の方々のうち、お母さんが離婚後に妊娠したよってということが

お医者さんによって証明できる方にだけ、子どもを救済しますよと、というような非常に限定的な、救済措置を発表しました。これは離婚後300日以内に生まれる子どもというのが、年間2800人くらいはいると、法務省で推計が出されていたんですけども、その2800人の1割くらいしか救済されないっていう、本当にほとんど意味がないといってもいい救済措置だったわけなんです。ただ、世間的に見たら、救済措置が発表されましたと、しかも法務大臣が直々に発表しましたということで、あっ、問題が前進したんだねって、いう印象を強く与える結果になりました。結局、世論はそれをきっかけに、少しずつ…急速にしばんでいってしまうんです。

・そういう形で離婚後300日問題というのは、ぜんぜん解決しないまま今日に至っているわけなんです。一方でその…戸籍の無い方の中で、それ以外の方というの、いらっしゃいまして、最近特に注目されるようになったケースと言うのが、その他、親に出生届けを役所に届けられないような…あるいは届け出たくないような事情があるケースというのも二つ目にあげられております。

・例えば、親に前科があって、出しそびれたときに刑罰があると思って、出せなくなってしまうてズルズル…みたいな方もいらっしゃいますし、あるいは貧困で、親に借金があって、居場所を知られたくないから、届け出なかった、病院に出産費用が払えなかったから出生届けに必要な出生証明書が得られなかったために戸籍を作れなかったというケースもあるんです。あるいは年配の方でいうと、戦災孤児だったり、戦争のうやむやで戸籍がないという方もおられます。

・どちらにしましても、無戸籍の方というのは、ご自身が望んでなっているわけではないというのが共通です。戸籍のない方に、まったく罪はないんですよ。なので、なんとかすべきではないかと思うのですが、何とかなっていないというのが実情です。

・戸籍がないことで、どんな弊害があるのか、ということをいろんな人から聞かれるんですけども、それもとて難しい質問でして、一言で、こういう弊害があるんですよと、言えたらとても楽なんですけれども、実際には人によって、弊害というのも違う状況なんです。

・例として住民票や健康保険、義務教育、運転免許、パスポートがありますけれども、これ全部、人によって、弊害になっているものもあれば、弊害になっていないものもあるという状況でして、例えば、私の取材したケースでいきますと、17歳まで戸籍がなかったという、現在23歳の女性がいらっしゃるんですけども、その方は、義務教育にも一度も通ったことがないんです。

・その一方で、先ほどながきさんの話にありましたけれども、特に300日問題の方ですね、親御さんが一生懸命、権利獲得のために奔走なさったという場合ですと、住民票も時間をかけて何度も何度も交渉して獲得をしたりとか、そういうふうになると…運転免許を取得できるとか、ほとんど普通の人と変わらないような生活を送るところまで、可能になってくるわけなんです。

・すべて可能になってくるかということ、そういうわけでもなくて、先ほど話に出てきましたパスポートを取るの、現状では自分のお名前で作ることが不可能となっています。

・高校では、海外に修学旅行するのが全国的に一般的になってきて、修学旅行に自分だけ行けないというような、非常に理不尽な思いをしたりとか、もっと深刻な話しでいくと、就職のときに、例えば海外出張の可能性のあるお仕事とか、海外勤務の可能性のある仕事と言うのは、はなから諦めないといけなくなってしまいますよね。

・可能性を考えただけで諦めないといけない…これも理不尽だな思います。戸籍と言うものが、普通の人にとってはあまり意識するものではないんですけども、戸籍のない人にとっては、

見えない壁になっているな…と思います。

・75歳の無戸籍の男性に取材しました。その方がおっしゃっていたことで、悲しかったことがあります。「自分がこうしたいってことを思うことがあったとしても、一度言ってだめだったら、諦めます」と、いうことをおっしゃっていたんですよ。それはやっぱり、見えない壁ってというのが、いかに人の人権を阻害するものなのか…ということを感じられる言葉でした。

・次にですね、無戸籍者はどのくらいいるの？という二大質問のもう一つに入るわけなんですけれども、ここに「岡山県に3人」と言われています。なんのことやらと思うんですけど、これは法務省によると、全国調査が行われていまして、その中で「岡山県はたった3人しかいませんよ」という結果がいまのところ出ているんです。

・岡山県だけじゃなくて、全国で見たら500人程度です。ということで、今あがっているんですけども、お聞きになって多いと感じている方もおられるかもしれませんが、取材をして感じるのが、これは実数とは程遠いものであると、こんな少ないわけがない。

・この調査と言うのが、各自治体で把握をしている戸籍のない方なんです。地方の法務局を通じて、法務省の方で、報告しなさいと、という事で集計した調査なんです。

・問題が二つありまして、一つは、^{はな}端から報告してない自治体が存在しているんです。なので、法務省に報告があがって来ないのは当然で、把握できるはずないですよ。

・問題の二つ目は、その調査自体がたまたま調査のタイミングで、役所のほうで戸籍の無い人やその家族と接触があった場合には、そういう方が自分の自治体にいるとカウントできますけれども、接触の無い場合に、きちっと把握している自治体ならともかく、そうでない自治体では、カウントできていない可能性があるんです。

・実際に、自分は登録されていなかったという声も上がったりはしていました。いま500人程度

と言われているのは、とんでもない少ない数でしかない。

・私自身、取材をしている中で兵庫県伊丹市に無戸籍の方がいらっしやったので、取材に行く機会が昨年あったんです。そのとき…数年前まで戸籍の無かった人を紹介しますということで、仲介してくれた方が伊丹市議会議員の方だったんですよ。その市議さんを通じて取材をしたんですけども、その市議さんがですね、実は、これまでに生活相談を受けた中で、戸籍のことを尋ねて回ったわけではないのですが、自分に戸籍がないんですよと発覚した例が他に2件あるんです、という話になりまして、…その二人にもお会いしたんですけども、伊丹市という20万人規模の自治体の中で、たった一人の市議さんが知ってるだけでも、3人も…戸籍がない、あるいは、最近まで戸籍のなかった方が、いらっしやったわけなんですよ。ということは、全国で見たら、隠れている戸籍の無い方ってというのが、どれだけいるんだろうと、そういうことを痛感させられる出来事だったんですよ。

・裁判を通して解決する人も、当然おられるわけなんですけれども、一方で解決できないまま、ずっと戸籍の無い状態が続くという方も、当然いらっしやるので、累計すると数千人なのか、数万人なのか、学者は少なくとも数万人という言い方もしています。

・「問題の規模の可視化は、世論喚起の近道」と資料に書かせていただきました。例えばですけども、「3万人の方が悩んでいる問題である」とはっきり言うことができれば、非常に注目を集めることができると思うんです。報道する側も「それは大変だと」3万人というところを強調してお伝えすることができると思うんです。でもそれがこの無戸籍問題についてはできない。

・なぜ国は調査に本腰を入れないんだと疑問に思われる方がおられると思います。法務省などを取材をしていて、感じたのは、500人よりもはるかに多い、数千人、数万人ということがはっ

きりしてくると、「これだけいるの？」ということが世の中に驚きとともに問題視されると思うんですね。法務省は長年、なにをやってきたんだってことが、話になってくると、非常に法務省にとってやっかいなことになってしまう。そういう大問題になるから、本気で調べようとしていないんじゃないか。

・これは私の意見というわけではなくて、亡くなったジャーナリストで有名な本田靖春（1933 - 2004）という方がいらっしやいまして、その方が、昔、「国の省庁というのは、慣例を疑問視して、新しいことに取り組もうとすると、先輩方がやってきた仕事にケチをつけるようなことになってしまう、自分たちが先輩たちのやってきたことを否定するのか？」というような見方をされてしまうと、出世に響いてしまうので、なので新しいことに…例えば、調査をして、解決に取り組むとか、そういうことを、したがないんだ、ということで非常に糾弾されているようなものが…本多さんの著書の中にあるんですけれども。これは時代を経た今でも、少なくとも戸籍を担当している課に関しては、そうなんじゃないかな、と感じられるところです。

・いま私たちにできることは、基本中の基本ではありますが、正しくこの問題のことを理解することは大事じゃないかなと思います。現状では問題そのものがほとんど知られていないというのは、私自身感じているというところでして、報道は…これまで無戸籍問題って比較的西日本では報道される機会のあったテーマなんです。じゃあ一方で、東京を含めた東日本の方はどうかと言いますと、残念ながら同じ新聞でも、西日本の新聞には…同じ新聞の西日本の紙面には載っています。一方で東日本の紙面には載っていません、ということが起こりうるわけなんです。

・一般の方だけではなくてメディアの関係者でも、取材をしたことがある人以外は「えっそんな問題あったんだ」みたいな認識しかなかった

り、あるいは国会議員にも取材をする中で、この問題をご存知でしたかって聞くと知らない方はとても多いですね。さっき申し上げたような戸籍制度とか、家族法とかを改正したくないっていうバリバリの保守派の方々だと、逆に反発するためによくご存知だったりすんですけど、そこまで関心が無い方だと、問題そのものを知らないというような状況にまだまだあるようです。

・あるいは知っている方でもですね、誤解や偏見が多いな、というのがあります。例えば、お母さんが出さないなんてだらしがないじゃないか、ていうような酷い誤解をされている方もおられます。出生届けを出してないなんて酷いね、それはネグレクトじゃないの、ていうことを、私自身（聞いたことが）あります。

・これは遠い世界の問題ではなくて、誰にとっても大事な問題であるというふうに私はとらえています。一つには、いつ身近な人が直面するかもしれない問題だということですね。女性ならば自分自身が直面するかもしれない、というのはありますし、あるいは男性でも、お子さんがいらっしやる方でしたら、娘さんが直面するかもしれないし、子どもがいなくても親戚だったり、身近なところで、実はその分からないだけで、そういうことで悩んでいる方は多くいるんじゃないか、という問題である。

・もう一つが、今日来られた人は共感していただけるんじゃないかと思うんですが、少数者に冷たい日本社会、というものの無戸籍問題は一つの縮図みたいなところがあると私は思っています。少数者っていうのは、社会的弱者ということができると思うんですけど、そういう社会的弱者に冷たい日本社会っていうのを黙認する…この問題をあまり知らないけど黙認するっていうのは、今の社会のあり方っていうのを安易に容認するのに繋がってしまうんじゃないか、と私は思っています。

・実は今国政の方でちょっとだけ動きが起こっている状況です。それは何かといいますと、超党

派のこの問題をなんとかしようじゃないかという議員連盟が、3月末に発足したんです。いま、国会議員の方が立ち上げ時点で34名集まって…自民だけじゃなくて、公明、民主、共産その他…あらゆる党のこの問題をなんとかしようという志の方が集まって、話し合いをしましょうという議員連盟ではあるんです。設立総会の際は、ものすごく熱気があって、なんとかしようということになっていったんです。3月末に設立総会があって、次は一月後にしましょうと、会長も言っていたんです。無戸籍問題については、一か月に一度は集まって、迅速に進められたらいいですねと、その時点ではお話をしていましたが、実際にはこの時点（5月末）では2回目が開かれていないんですね。

・国会議員が動くか動かないかというのは、世間の関心が大きいかというのがとても、密接なかかわりがあるんですよ。残念ながら第一回設立総会の時に、あまり…ほとんど、取材が…取材があったにしても報道に至らなかったりして、国会議員にとっては私たちがそういうふうに志を持って設立した議員連盟なんだけど、なんだ注目されないじゃないかと、記者会見にはたくさん来ていたけど、実際テレビでやったところはNHKがあるけど、それ以外は取り上げていないし、新聞にも載っていないと、とても落胆している状況なんですね。

・私たち一人ひとりにできることとしては、こういう問題があるんだよということを、周りの人に話してみると草の根で始められたらいいなと思っています。ブログなど発信媒体を持っている方でしたら、そういうところを活用するのもいいことですし、新聞に投書するとか、いろんな方法があると思うんです。一人一人ができる範囲で、動いていくことで、解決への動きは弱いですが、後押しできればな、と思っています。

・今日は特に福祉オンブズおかやまの会ということなので、ホームページを事前に拝見したん

ですけれども、会の設立趣旨として、私が心惹かれるなど思ったのが、「高齢者や心身に障害が抱えられた人たち、子どもたちの人権としての尊厳が守られ、暮らしていける地域社会を作り上げていきたい」と書いてあったんです。この言葉に心から共感しました。そういう理念をもって活動しているみなさんだからこそ、無戸籍問題についても、ご一緒に考えて声をあげていけるんじゃないかなと、私は今日思ってまいりました。なので、本日から、その機会の一つとなれば幸いです。どうもありがとうございました。（拍手）

× × ×

今回は、ゲストスピーカーの話された内容の要約を紹介しました。福祉オンブズおかやまは、福祉に関する幅広い関心をもった市民で構成されています。そこで、社会に横たわる多様な問題に関心を持ち続けたいいけないと考えています。今回皆さんにお伝えすることのできた無戸籍問題をはじめ、考えなければいけない問題を、皆さんとともに考えていきたいと思っています。

なお、今回の無戸籍問題をより知りたいという方は、今回講師となられた秋山千佳さんの書かれた書籍も書店にて販売されておりますので、ぜひそちらをお読みください。

『戸籍のない日本人』 秋山千佳（著）

双葉新書（2015年5月20日）

定価：本体850円＋税

会員募集中！

年会費：3,000円

（入会金不要）

私たちと一緒に岡山県の福祉・医療サービスの持つ人権問題を考えてみませんか？

会員には、NPO法人福祉オンブズおかやまの情報をいち早く発信いたします。